

# 周術期における口腔管理

## 院内に歯科がある病院で入院・手術を予定している患者の場合

### 手術を実施する科

- ・口腔機能管理の必要性を説明
  - ・連携システムの説明と同意
  - ・連携歯科医療機関の決定
- 口腔管理依頼書の作成

歯科医療機関連携加算 100点  
↑ 診療情報提供料の加算  
[01 医科→歯科 依頼書 \(同PC用\)](#)

### 院内歯科

手術を実施する科は院内歯科または連携歯科医療機関に依頼

#### 口腔診査・治療方針の策定

#### 管理計画書の作成

周術期口腔機能管理計画策定料 300点  
02 紹介元への返書(詳細版)(簡易版)  
03 周術期口腔機能管理計画書(同PC用)

#### 口腔ケア・指導・歯科治療

周術期口腔機能管理料 I 280点  
↑ 手術前1回に限り算定可  
04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

病院歯科で  
管理計画書  
を作成・  
策定  
料を  
算定し、  
後に連携す  
る歯科へ口  
腔管理依頼  
することも可

### 連携する歯科医療機関

#### 口腔診査・治療方針の策定

#### 管理計画書の作成

周術期口腔機能管理計画策定料 300点  
02 紹介元への返書(詳細版)(簡易版)  
03 周術期口腔機能管理計画書(同PC用)

#### 口腔ケア・指導・歯科治療

周術期口腔機能管理料 I 280点  
↑ 手術前1回に限り算定可  
04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

#### 診療情報提供

### 手術

周術期口腔機能管理後手術加算 100点

入院前

入院中

退院後

#### 口腔管理継続

周術期専門的口腔衛生処置 80点  
周術期口腔機能管理料 II 500点  
↑ 手術前は1回に限り算定可

### 手術

#### 口腔管理継続

周術期口腔機能管理料 II 300点  
↑ 手術を行った月から3月以内に  
月2回に限り算定可  
04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

周術期専門的口腔衛生処置 80点

#### 口腔管理継続

周術期口腔機能管理料 I 190点  
↑ 手術を行った月から3月以内に  
計3回まで算定可  
04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

#### 診療情報提供

病院内に歯科・小児歯科・矯正歯科  
または歯科口腔外科を標榜する保険  
医療機関を有する場合、連携歯科医  
療機関が訪問診療で対応することは  
不可

診療報酬点数表 改正点の解説  
平成24年4月版 歯科・調剤  
第4部 関係通知  
別添2 第2章 第2部 在宅医療 参照

#### 口腔管理継続

周術期口腔機能管理料 I 190点  
↑ 手術を行った月から3月以内に  
計3回まで算定可  
04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

入院前

入院中

退院後